

(別記1)

ホープツーリズム拡大推進事業（観光交流イベント・情報発信）  
業務委託仕様書（案）及び企画提案要求項目  
（企画提案要求項目箇所は下線）

1 委託業務の名称

ホープツーリズム拡大推進事業（観光交流イベント・情報発信）

2 事業目的

福島県浜通り地域は、世界で類を見ない「複合災害（地震・津波・原子力災害）」を経験した唯一の場所であり、その複合災害の教訓等から「持続可能な社会・地域づくりを探究・創造する」福島オンリーワンの新しい学びの旅「ホープツーリズム」を体感できる場所である。

また、豊かな自然や歴史・文化、食、アウトドアスポーツなど多彩な魅力に溢れた地域でもあることから、ホープツーリズムとの組み合わせにより、浜通りならではの魅力を発信し誘客につなげる「観光交流イベント」の開催や、WEB・SNS等による積極的な「情報発信・プロモーション」を通して、浜通りへの認知度と関心度を高め、誘客促進及びリピーター創出につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

4 委託業務の内容

**(1) 観光交流イベント開催（48,400千円）**

ア 観光交流イベント開催

(ア) 観光交流イベントについて

福島県浜通りにおいて、浜通り地域の魅力を発信しながら、福島でしか得られない学びの旅「ホープツーリズム」を一般観光客やリピーターに体験してもらえる「観光交流イベント」を開催すること（関係者調整、出店事業者の募集、法手続き、会場設営、警備、誘導案内、問合せ対応等、イベント開催に必要な一切の業務を行うこと）。

イベントは、浜通りに【集まる】集合型イベントと、浜通りを【めぐる】周遊型イベントとの組み合わせた内容で構成し、参加者がホープツーリズムの理解促進、浜通りへの関心・関与を深めることができる企画とすること。

イベントは、連続する2日間以上の日程で開催し、延べ1,000名以上の集客に努めること。

イベント会場は、ホープツーリズムの中心の地である双葉郡内（双葉町等）を想定し、ホープツーリズム関係施設等との連携が図りやすい会場を選定すること。なお、会場の使用料等については委託料に含めること。

開催日程は、10月～11月頃の連続する2日間以上とし、浜通りで開催される他のイベントと日程が重なる場合は、集客・運営にマイナスの影響を及ぼさず、かつ、相乗効果が期待できるイベントを選定すること。

#### (イ) 集合型イベント【集まる】

集合型イベントは、シンポジウムや講演会、交流イベントなど、ホープツーリズム及び浜通りへの理解・関心の向上につながるイベントを中心に、復興に向けてチャレンジしている事業者等による展示ブースや、「食」「物産」などの物販ブースを設け、参加者にホープツーリズムや浜通りの多彩な魅力をPRする内容とすること。

イベントには、ホープツーリズム公式アンバサダーやフィールドパートナーの積極的な活用や、集客力の期待できるタレント等の活用を検討すること。

#### (ウ) 周遊型イベント【めぐる】

##### a 周遊ツアーバス運行

集合型イベントに連動した日程（集合型イベントの翌日など）において、ホープツーリズムを体感していただくため、震災関連施設や復興に向けチャレンジしている人などの施設を巡る周遊ツアーバスを企画・運行すること。

##### b サイクリングなどの移動手段による周遊ツアー催行

浜通りの二次交通が少ないことを逆手にとり、サイクリングやウォーキングなど多様な移動スタイルを組み合わせ、復興事業により整備されたインフラと併せて浜通りを体感することのできる周遊ツアーを企画・催行すること。

##### c サイクリングによるモニターツアーの実施

上記bのうち、サイクリングについては、ナショナルサイクルルート指定に向け整備を進めている「ふくしま浜通りサイクルルート」を活用し、ホープツーリズムとサイクルルート双方の魅力を同時に体感できるモニターツアーを企画・実施すること。

・対象者：インフルエンサーやメディアなど影響力のある方と一般の観光客等を組み合わせた内容。

・実施規模：20名以上の参加者を確保すること。

(エ) その他

a イベントのネーミング等

当イベントが浜通りでの開催とすることに鑑み、県内外の人々の関心を集めるネーミングとコンセプト、集客策を提案すること。

b 旅行会社等との連携による販売促進

旅行会社やOTA(オンライン トラベル エージェント)と連携し、観光交通イベントへの誘客につなげるツアーを造成し、商品の販売を促進すること。

c 情報発信

ホープツーリズム運営・基盤整備事業(※1)との連携のほか、ホープツーリズム拡充等推進事業(サイクリング・キャンプ・ブルーツーリズム)(※2)とも連携し、浜通りの多彩な魅力を一体的に発信すること。

d アンケート調査の実施・分析

イベント参加者や参加事業所に対しアンケート調査を実施し、分析結果を報告すること。

企画提案に当たっては、具体的なイベント会場・開催日の選定理由と、新イベント名の案を複数提示するとともに、上記趣旨を踏まえた具体的なイベント企画及び周知方法について提案すること。

イ 県内外のイベント等への出展

首都圏及び県内の集客性の高いイベントにそれぞれ1回以上ずつ出展し、アの観光交流イベントの周知のほか、浜通り地域の多彩な魅力について広く発信すること。

出展するイベントについては、ホープツーリズムや浜通りに関心を抱く可能性がある層の来場が見込まれるものを選定すること。

展示会への出展に当たっては、展示ツール一式(パネル、のぼり旗、テーブルクロス、PRツール等)を制作し、その費用も見込むこと。

出展に際しては、来場者に対しアンケートを実施し、効果分析を行うこと。

企画提案に当たっては、出展イベント候補を複数提案するとともに、来場者が浜通り地域に関心を持ち、同地域への来訪につながる具体的なイベント企画及び周知方法について提案すること。

ウ イベント後の再来訪促進

観光交流イベントへの参加者等を対象に、浜通りへの更なる関心を高めるためのホープツーリズム・モニターツアーを実施すること。

モニターツアーには20名以上の参加者を確保すること。

企画提案に当たっては、イベント参加者に対するモニターツアーの周知・募集方法や、観光交流イベント参加者の更なる関心向上に寄与するモニターツアーの企画、モデルコース等を提示すること。

#### エ 独自提案

(1) の企画提案にあたっては、事業費の範囲内において、より事業効果を高めることが期待できる独自提案を含めることができるものとする。

### **(2) 情報発信 (13,915 千円)**

#### ア 情報発信

「あなたの旅がきっとある。ふくしま浜通り」の公式WEBサイト (<https://hamadori-coast.com/>) を活用した情報発信を行うとともに、ホームページ拡大推進事業内の各事業の組み合わせによる効果的なデジタルプロモーション、メディア等を活用した情報発信を行うこと。

また、アクセス解析によるサイト訪問者の属性分析、行動分析を行うとともに、Google アナリティクスやサーチコンソール等を活用し、WEB ページへの流入状況等の把握を行うこと。

なお、企画提案に当たっては、効果的なデジタルプロモーション及び情報分析の手法について具体的に提示すること。

#### イ 観光交流イベント開催に向けたデジタルプロモーション

別途指示する観光交流課が保有する公式 Instagram のアカウントや、GDN (Google ディスプレイネットワーク) 等のデジタルツールを活用し、イベント開催までにプロモーションを行い、集客に努めること。

なお、企画提案に当たっては、プロモーションの手法について費用も含め具体的に提示すること。

### **(3) 関連事業との連携**

浜通り全体での一体的な事業構築が必要であることから、別に示す「ホームページ運営・基盤整備事業 (※1、再掲)」と、「ホームページ拡大等推進事業 (※2、再掲)」との連携により、事業効果の最大化を図ること。

#### (※1) ホームページ運営・基盤整備事業

ホームページの更なる深化・拡大に向けて運営基盤の強化を図るため、

窓口運営を始めとし、コンテンツの充実や磨き上げ、プロモーション・インバウンド誘客等を行う。また、地域人材の確保に向けてフィールドパートナーの研修内容の充実を図る。

(※2) ホープツーリズム拡充等推進事業

① ホープツーリズム拡大推進事業（キャンプ場を活用した誘客促進）

福島県浜通り地域等においては、首都圏からの近接性と海、山の恵まれた自然環境を活かした特色あるキャンプ場が多く点在している。

また、当地域は世界で類を見ない「複合災害（地震・津波・原子力災害）」を経験した唯一の場所であり、その複合災害の教訓等から「持続可能な社会・地域づくりを探究・創造する」福島オンリーワンの新しい学びの旅「ホープツーリズム」を体感できる場所である。

この自然環境とオンリーワンのプログラムを融合する事業として、キャンプ場としての魅力の磨き上げと積極的な発信を行うとともに、キャンプを切り口として、自然がもたらす怖さと恵み、そして未来に向けた行動へと誘う「ホープツーリズム」への誘導を図り、浜通り地域への誘客を促進する。

② ホープツーリズム拡大推進事業（サイクルを活用した誘客促進）

浜通り等への誘客促進の取組として、官民約50団体で構成する「ふくしま浜通りサイクルルート推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置し、ナショナルサイクルルートの指定も視野に入れ、走行環境や受入環境等の整備を重点的に進めてきたところであり、今後、推進協議会が主体となる持続可能なサイクルツーリズムの推進を図りながら、本県が世界に誇るサイクリングルートの魅力を国内外に発信することにより、サイクリストの誘客を促進し、交流人口の拡大を図ることを目的とする。

③ ホープツーリズム拡大推進事業（ファンコミュニティサイトの運営）

ホープツーリズムの魅力や、民間旅行事業者が商品造成した一般観光客向けホープツーリズムに関する旅行ツアーの情報を収集し、WEBサイト及びSNS等デジタルを活用した適切な情報発信を行い、実際に福島に来て、福島の実況を体感してもらいきっかけを提供することを通して、今の福島の実況を正しく理解していただき、原子力災害で風評被害を受けている浜通り地域の風評払拭に繋げる。

④ ふくしま浜通りブルー・ツーリズム推進事業

東日本大震災及び原子力災害から14年が経過したものの、福島県、特に浜通りに対する風評は根強く残っている。また、令和5年7月から福島第一原発のALPS処理水の海洋放出が開始され、現時点では安全性が確保

されているものの、県産海産物やそれを使ったグルメ、海水浴、サーフィン、海辺の体験コンテンツといった観光に対する風評の影響が懸念される。このため、福島県浜通りの沿岸部を中心とした観光資源を掘り起こし「また行きたい」と旅行者が思う浜通りならではの海の魅力を高める「ブルー・ツーリズム」を推進し、浜通りへの観光誘客を促進させることを目的とする。

## 5 その他の留意事項

### (1) SDG s の推進

本委託業務の実施に際しては、持続可能な開発目標（SDG s）の要素を踏まえること。

なお、企画提案に当たっては、SDG s との関連性について具体的に提示すること。

### (2) 実施については、以下の内容を踏まえること。

- ・事業全体の統括責任者及び小事業における責任者を配置すること。
- ・企画・調整、交通、宿泊、食事、施設見学、観光コンテンツ等の全行程における手配、取材先との調整等、一切の事務連絡業務を行うこと。
- ・参加者の募集は、独自のノウハウや手法を活用し、関係団体等と連携して予定人数の参加者（特に県外者）が見込めるように考慮した集客方法を行ない、チラシの作成・配布、ホームページ、SNS 等を利用し、効果的に行うこと。
- ・イベントやツアーでは、様子を記録するため写真や動画等の撮影を行うこと。また、参加者に対し、撮影した写真は本県がホームページまたはその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。
- ・ツアー訪問先との事前打合せ及び現地確認を行い、ツアー中は参加者および関係者の安全確保を徹底すること。
- ・ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。
- ・事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等を策定すること。
- ・事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。また、肖像権ほか出演者の権利に基づく費用の発生は一回限りとし甲が著作物を継続的に利用できるものとする。

## 6 成果品

- (1) 業務実績報告書（事業実施に関する経過、事業成果に対する分析・課題の記載  
持続的な取組とするための手立ての記載等）
- (2) 製作したツール等一式（動画データ、制作資料等）
- (3) その他、別途担当者が指示するもの一式

## 7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・ 委託業務着手届（様式第1）
  - ・ 統括責任者通知書（様式第2）
  - ・ 実施工程表（様式任意）
  - ・ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・ 委託業務完了届（様式第3）
  - ・ 成果品
  - ・ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

## 8 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

## 9 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら本県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。  
この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた

ときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。

- (5) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

福島県知事様

受託者 住所  
名称  
代表者

### 委託業務着手届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

#### 記

- 1 委託業務の名称  
ホープツーリズム拡大推進事業（首都圏向けイベント・情報発信）
- 2 委託料の額  
金 円  
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 委託の期間  
着 手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：  
（役職・氏名）：  
担 当 者（団体名・部署名）：  
（役職・氏名）：  
（連絡先）：

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所  
名称  
代表者

### 統括責任者通知書

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。

#### 記

- 1 委託業務の名称  
ホープツーリズム拡大推進事業（首都圏向けイベント・情報発信）
- 2 委託の期間  
着手：令和 年 月 日  
履行期限：令和 年 月 日
- 3 統括責任者氏名

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：  
（役職・氏名）：  
担当者（団体名・部署名）：  
（役職・氏名）：  
（連絡先）：

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所  
名称  
代表者

### 完了届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け出ます。

#### 記

- 1 委託業務の名称  
ホープツーリズム拡大推進事業（首都圏向けイベント・情報発信）
- 2 委託料の額  
金 円  
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 委託の期間  
着手 令和 年 月 日  
完了 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：  
（役職・氏名）：  
担当者（団体名・部署名）：  
（役職・氏名）：  
（連絡先）：

## 別記（その1）

### 個人情報取扱特記事項

#### （基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### （秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### （収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### （目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### （安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### （複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### （作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

#### （資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

#### （事故発生時における報告等）

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態

が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。  
(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。  
(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。  
(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。  
(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。  
(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。  
(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。